軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請について

令和3年分農業用免税証の交付申請を次のとおり受付します。

○受付期日及び場所

- ▶期日=2月4日(木) 上三川地区・明治地区のうち多功及び天神町 2月5日(金) 本郷地区・明治地区(多功及び天神町を除く)
- ▶時間=午前9時30分~正午、午後1時~午後3時
- ▶場所=上三川町役場3階 大会議室
- ※感染症予防対策のため、マスク着用をお願いします。発熱・体調の悪い方は来場をお控えください。

○持参するもの

▶新規申請以外の方

- · 免税軽油使用者証
- ・印かん
- ・免税軽油の引取り等に係る報告書 (納品書等を持参。コピー可)
- · 420円(手数料) (使用者証が今回更新の方のみ)

○免税証の交付

▶前年度の申請内容に変更のない方

→ 書類に不備がない場合、申請日に即日交付します。

▶新規申請の方及び追加交付希望の方

→ 現行法では免税制度が令和3年3月31日で終了となるため、今後の法律改正によって免税 制度が延長となる場合にのみ4月1日以降に宇都宮県税事務所窓口にて交付します。 ※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

○注意事項

・上記の受付期日で都合のつかない方は、2月15日(月)~17日(水)の間に栃木県庁河内庁 舎5階の大会議室で受付をしてください。

受付時間:午前8時45分~午前11時15分、午後1時~午後3時30分

- ・新規申請及び数量変更希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です。
- ・報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合、免税証の即日交付はできません。紛失した場合 は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。(新規申請の方を除く)
- ・耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要です。

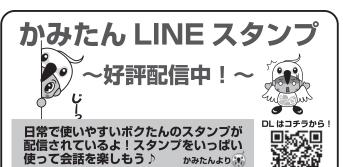
▶問い合わせ先=栃木県宇都宮県税事務所 課税課 ☎028(626)3018 上三川町農業委員会事務局 ☎ 56 9166

ひかりネット 超高速でストレスフリーの 超快適なインタ 大容量のアップデートや オンラインゲーム、SNS投稿や 高画質動画の視聴など あらゆる操作がサクサク動く! △エン゙栃木ケーブルテレビ ⑥ 0120-25-1819

▶新規申請の方

- ・印かん
- ・農業委員会が発行する耕作証明書
- 作付内容のメモや使用機械のカタログ等
- · 420円(手数料)





※ダウンロードには、50 コイン (120 円相当) が必要となります。

▼問い合わせ先=企画課 情報広報係 ☎56-9117

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。

的なしくみです。 以上は2割または3割)を窓口で支払い、 かかった医療費の3割 国民健康保険が負担するというのが、保険診療の基 病院などの窓口で被保険者証を提示すれば、 (義務教育就学前は2割、 残りの額 患者は 70 歳 を

ずに治療を受けたときは医療費をいったん全額自己負 支払うべき額)を除いた金額が払い戻しされます。 己負担金相当額 なお、町で申請を受け付けたあと、 しかし、急病などでやむを得ず、被保険者証を持 あとで国民健康保険に申請することにより、 (被保険者証を提示した場合に窓□ 審査支払機関に

まで数ヶ月かかります。 て、医療処置の内容を審査しますので、 支給されない場合や一 申請から支給

○申請に必要なもの

支給となる場合もあります。

また、

審査の結果、

- 被保険者証
- 診療報酬明細書(レセプト※)
- ※ 医療機関で発行してもらうもの。
- 病院、 薬局それぞれで必要になります。
- 領収書
- 印かん
- 振込先がわかるもの(通帳等)

◎被保険者証はできる限り携帯するよう心がけましょう。

新成人のみなさんへ 22歳になったら国民年金

代みんなで支えようという考えで作られた制度です。 残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、 め続けることで、年をとったときや病気・ケガで障害が 受け取ることができる制度です。 具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納 国民年金は、老後やいざというときの生活を、 年金を

合わせください。 「保険料免除・納付猶予制度」もありますので、 保険料の納付が困難な場合は 「学生納付特例制度 お問い

)将来の大きな支えになります

納める制度です。 国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、 保険料を

給付が生涯にわたって保障されます。 国が責任をもって運営するため安定しており、 年金の

)老後のためだけのものではありません

〈障害基礎年金〉

部のみ

の

ができる年金です。 病気や事故等で重い 障害が残ったときに受け取ること

ついて年金機構の審査があります。 なお、受け取りにあたり、 納付の要件や障害の程度に

〈遺族基礎年金〉

るためには、納付月等の要件があります。 未満の子」)が受け取ることができる年金です。 れていた遺族(「18歳未満の子のある妻」、又は 加入者が亡くなった場合、その人により生計を維持さ 「 18 歳

▼問い合わせ先=

①1月29日

②2月26日

上小GS 至宇都宮 钳 郵便局 足銀 至石橋 至真岡 至結城

季節の商品

老 海

商品 1個から配達します

ご利用を、 随時受け付けています。

http://ebiharashouten.com/